

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 梅花苑  
(介護予防) 通所リハビリテーションサービス 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名 医療法人徳洲会 介護老人保健施設 梅花苑  
・開設年月日 平成 30 年 2 月 1 日  
・所在地 〒999-5314 山形県最上郡真室川町大字木ノ下字片渕山 1125-286  
・電話番号 0233-32-0505 ・FAX 番号 0233-32-0506  
・管理者名 濱中 秀信  
・介護保険指定番号 介護老人保健施設 ( 0652580036 )

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防) 短期入所療養介護や(介護予防) 通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 梅花苑の運営方針]

「いつでも、どこでもだれもが最善の介護を受けられる社会を目指して、高齢者の身体・精神両面からの支援をすることを目的とする」

(3) 施設の職員体制

	常勤 人数	基準 人数	業務内容
・医師	1(兼務)	1	身体の診療、診察を担当
・介護職員	4(専従)	2.5	身体の介護を担当
・看護師			
・支援相談員			
・作業療法士	2(兼務)	1	機能訓練の指導を担当
・理学療法士	2(兼務)		
・言語聴覚士	1(兼務)		
・管理栄養士	2(兼務)		栄養管理を担当
・栄養士	1(兼務)		
・調理師	6(兼務)		調理を担当
・介護支援専門員			
・事務職員	5(兼務)		受付、会計業務、介護報酬請求など

(4) 入所定員等 ・定員 100 名

・療養室 個室 20 室、4 人室 20 室

(5) 通所定員 25 名 (1 単位)

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事 昼食 12 時 00 分～ ・夕食 18 時 00 分～ (延長による、希望に応じて)
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)

- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ その他 \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医院に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### 協力医療機関

(医療・歯科)	名 称	医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院
	住 所	山形県新庄市大字鳥越字駒場 4623
(歯科)	名 称	真室歯科医院
	住 所	山形県最上郡真室川町新町 92

### 4. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」「申込書」等にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 … 面会時間は基本的に午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなっています。
- ・飲酒、喫煙、火気の取扱い … 当施設では堅くお断りいたします。
- ・設備、備品の利用 … 当施設設備品について破損させた時、場合によっては修理費をいただく事もあります
- ・所持品、備品等の持ち込み … 危険物（はさみや縫い物等の針等）の持ち込みは不可とします。
- ・金銭、貴重品の管理 … 原則、金銭は持ち込み頂けません。持ち込みを希望される方は預かり金管理規程に則り管理する事となります。
- ・利用時等の受診 … 御利用時、急変等により他医療機関へ受診される際には、緊急連絡をさせて頂きます。身元引き受け人・連帯保証人等の親族に付き添いをお願いします。
- ・宗教活動、ペットの持ち込み … 堅くお断りいたします。

### 6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報システム
- ・防災訓練 年2回

### 7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

### 8. 要望及び苦情等の相談

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えられた「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

※行政の苦情処理の為の相談窓口

市町村窓口	真室川町役場 福祉課 0233-62-3436 又は 0233-64-1525
公的団体窓口	山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課 0237-87-8006
山形県窓口	最上総合支庁 最上地域健康福祉課 0233-29-1276

9.その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。